

船舶事故調査報告書

平成29年10月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	真珠養殖施設損傷及び乗揚
発生日時	平成29年5月22日 20時40分ごろ（1件目の事故） 平成29年5月23日 01時02分ごろ（2件目の事故）
発生場所	愛媛県今治市吉海港 ^{よしうみ} （1件目の事故） 棉巻磯灯標 ^{わたまきいそ} から真方位050° 300m付近 （概位 北緯34° 09.7′ 東経133° 01.9′） （2件目の事故） 棉巻磯灯標から真方位030° 450m付近 （概位 北緯34° 09.8′ 東経133° 01.9′）
事故の概要	（1件目の事故） 引船第二十七和丸 ^{かず} は、東北東進中、真珠養殖施設に進入し、同施設が損傷した。 （2件目の事故） 第二十七和丸は、北進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年6月7日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	引船 第二十七和丸、19トン 260-48127香川、株式会社四国銀行（船舶所有者）、マツト海運有限会社（船舶借入人）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	（1件目の事故） 本船 なし 真珠養殖施設 筏 ^{いかだ} の破損、枠網及びアンカーロープの切断等 （2件目の事故） 船底部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1～2、視界 良好 （1件目の事故） 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時 （2件目の事故） 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期、潮高 約125cm（今治）
事故の経過	（1件目の事故） 本船は、船長ほか1人が乗り組み、棉巻磯灯標北方沖を約3.5ノットの対地速力で東北東進中、船長が、灯光に接近していることに気付き、直ちに機関を中立運転としたものの、‘同灯標北東方沖に設置

	<p>された真珠養殖施設’（以下「本件養殖施設」という。）に進入し、プロペラに同施設の枠綱が絡まった。</p> <p>船長は、ふだん棉巻磯灯標南方沖を航行していたが、本事故当時、同灯標北方沖が広い水域であったので、同灯標北方沖を航行した。</p> <p>船長は、棉巻磯灯標南方沖を航行したときに本件養殖施設を見たことがなく、本事故当時、水路の状況を確認していなかったため、本件養殖施設があることを知らなかった。</p> <p>本件養殖施設には、小型灯浮標が設置されていた。</p> <p>（2件目の事故）</p> <p>本船は、船主が手配した潜水士により絡まった枠綱を取り外した後、本件養殖施設から自力で離脱して船首を北方に向けて航行中、棉巻磯北北東方沖の浅所に乗り揚げた。</p> <p>本船は、喫水が船首約1.7m、船尾約2.6mであった。</p> <p>船長は、本事故（2件目の事故）発生場所が5mの等深線付近であることをGPSプロッターで確認していたため、十分な水深があるものと思っていた。</p> <p>GPSプロッターには、5m未満の浅所域の水深が表示されていなかった。</p>
<p>分析</p>	<p>（1件目の事故）</p> <p>本船は、棉巻磯灯標北方沖を東北東進中、船長が、本件養殖施設の設置場所を把握していなかったことから、本件養殖施設に進入し、本件養殖施設が損傷したものと考えられる。</p> <p>（2件目の事故）</p> <p>本船は、本件養殖施設を離脱して北進中、船長が5m未満の浅所域の水深が表示されていないGPSプロッターを見て十分な水深があるものと思い、棉巻磯北北東方沖の浅所域に入ったことから、浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>（1件目の事故）</p> <p>本事故は、夜間、本船が、棉巻磯灯標北方沖を東北東進中、船長が、本件養殖施設の設置場所を把握していなかったため、本件養殖施設に進入したことにより発生したものと考えられる。</p> <p>（2件目の事故）</p> <p>本事故は、夜間、本船が、本件養殖施設を離脱して北進中、船長が5m未満の浅所域の水深が表示されていないGPSプロッターを見て十分な水深があるものと思い、棉巻磯北北東方沖の浅所域に入ったため、浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿岸小型船舶用参考図等で養殖施設等の設置場所を把握しておくこと。

	<ul style="list-style-type: none">・GPSプロッターが表示できる水深表示の範囲外の情報を海図で把握しておくこと。
--	---